

大田市告示第23号

大田市指定特定相談支援事業者等指導監査実施要綱を次のように定める。

令和8年2月25日

大田市長 楫野弘和

大田市指定特定相談支援事業者等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「事業者等」という。）に対する指導及び監査について必要な事項を定めるものとする。

(指導方針)

第2条 事業者等に対する指導は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準（以下「運用基準」という。）について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 指定特定相談支援事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- (2) 指定障害児相談支援事業者 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第12

8号)

(指導の形態)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- (2) 運営指導 事業者等の事業所等において、関係書類を閲覧し面談方式により行う。

(指導対象の選定)

第4条 集団指導は、原則として市長が指定する全ての事業者等を対象とする。

2 運営指導は、市長が指定する事業者等に対し、原則として3年に1回実施するが、これによりがたい場合は、各事業者等に係る指定有効期間内に少なくとも1回以上実施するものとし、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

- (1) 前年度及び前々年度において運営指導を行っていない事業者等
- (2) 前年度において監査対象となった事業者等
- (3) その他運営指導が必要と認められる事業者等

(集団指導の方法)

第5条 事業者等に対し、原則として集団指導実施予定日の2ヶ月前までに、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により通知し、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(運営指導の実施通知)

第6条 指導対象となる事業者等を決定したときは、原則として運営指導の実施予定日の1ヶ月前までに次に掲げる事項を文書により当該事業者等に通知する。ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待等が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- (1) 運営指導の根拠規定及び目的
- (2) 運営指導の日時及び場所
- (3) 指導担当者

(4) 出席者

(5) 準備すべき書類等

(指導結果の通知等)

第7条 運営指導の結果については、指導実施後、原則1ヶ月以内に文書によりその旨を通知するものとする。

2 当該事業者等に対して、運営上或いは相談支援給付等に係る費用の請求について改善を要すると認められた事項のうち改善を求めるとしたもののについては、原則1ヶ月以内に改善状況の報告を求めるものとする。

(監査への変更)

第8条 運営指導中に著しい運用基準違反及び相談支援給付等に係る費用の請求に不正が認められた場合は、運営指導を中止し、直ちに第10条で規定する監査を行うことができるものとする。

(指摘に伴う自主返還措置)

第9条 運営指導において、サービス等の内容及び相談支援給付等に係る費用の請求に関し不当な事実を確認したときは、当該事業者等に対し、指摘を行った事項に係る自主点検の指示を行うものとする。

2 前項による自主点検の結果は、結果及び報告書により報告を求めるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行うものとする。

(監査の方針)

第10条 監査は、事業者等のサービスの内容等について、障害者総合支援法第51条の28第2項及び第51条の29第2項並びに児童福祉法第24条の35及び第24条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、又は相談支援給付等に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を執ることを方針とする。

(監査対象の選定基準)

第11条 監査は次に掲げる情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 通報、苦情、相談等に基づく情報

(2) 大田市等へ寄せられる苦情

(3) 相談支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

等

(4) 運営指導において確認した情報

(監査方法等)

第12条 監査対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、日時、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を実施通知書により通知し、事前に関係書類を提出させるものとする。ただし、第8条の規定により運営指導から監査へ変更した場合及び緊急を要する場合は、この限りでない。

2 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

3 監査の結果、次条に規定する措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項について、文書により当該事業者等に通知するものとする。

4 前項で通知した事項について、当該事業者等に通知後1ヶ月以内に改善状況を報告させるものとする。

(行政上の措置)

第13条 市長は、指定基準違反等が認められたときは、直ちに次条から第18条までに規定する行政上の措置を執ることができる。

(勧告)

第14条 市長は、事業者等が障害者総合支援法第51条の28第2項各号又は児童福祉法第24条の35第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該事業者等に対し、期限を定めて、文書により当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告に事業者等が従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(命令)

第15条 市長は、前条第1項の勧告を受けた事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置を執らなかつたときは、当該事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の命令をしたときは、その旨を公示する。

(指定の取消し)

第16条 市長は、指定基準違反等の内容が障害者総合支援法第51条の29第2項各号又は児童福祉法第24条の36第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止（以下「指定の取消し等」という。）することができる。

（聴聞等）

第17条 市長は、監査の結果、当該事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められるときは、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

（経済上の措置）

第18条 市長は、勧告、命令又は指定の取消し等を行ったときは、障害者総合支援法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該事業者等に支払った額を返還させるほか、命令又は指定の取消しを行ったときは、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。